

改正	現行	備考
<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十四の二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号。以下この号において「法」という。)及び自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一)法第二十条第三項の規定による特別地域内の行為の許可(法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。)</p> <p>(二)法第二十条第六項の規定による特別地域内の既着手行為の届出の受理</p> <p>(三)法第二十条第七項の規定による特別地域内の応急措置行為の届出の受理</p> <p>(四)法第二十条第八項の規定による特別地域内の木竹の植栽等の届出の受理</p> <p>(五)法第二十一条第三項の規定による特別保護地区内の行為の許可(法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。)</p> <p>(六)法第二十一条第六項の規定による特別保護地区内の既着手行為の届出の受理</p> <p>(七)法第二十一条第七項の規定による特別保護地区内の応急措置行為の届出の受理</p> <p>(八)法第三十二条の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る条件の設定(一)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>(九)法第三十四条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る中止又は原状回復若しくは措置の命令(二)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>(一〇)法第三十四条第二項の規定による代執行及び公告(六)に規定する処分に係るものに限る。)</p> <p>(一一)法第三十五条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る報告の徴収(一)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>市町</p> <p>廿日市市、安芸太田町、北広島町及び石高原町</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十四の二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号。以下この号において「法」という。)及び自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一)法第十三条第三項の規定による特別地域内の行為の許可(法第十三条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。)</p> <p>(二)法第十三条第六項の規定による特別地域内の既着手行為の届出の受理</p> <p>(三)法第十三条第七項の規定による特別地域内の応急措置行為の届出の受理</p> <p>(四)法第十三条第八項の規定による特別地域内の木竹の植栽等の届出の受理</p> <p>(五)法第十四条第三項の規定による特別保護地区内の行為の許可(法第十四条第五項に規定する環境省令で定める行為に係るものを除く。)</p> <p>(六)法第十四条第六項の規定による特別保護地区内の既着手行為の届出の受理</p> <p>(七)法第十四条第七項の規定による特別保護地区内の応急措置行為の届出の受理</p> <p>(八)法第二十五条の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る条件の設定(一)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>(九)法第二十七条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る中止又は原状回復若しくは措置の命令(二)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>(一〇)法第二十七条第二項の規定による代執行及び公告(六)に規定する処分に係るものに限る。)</p> <p>(一一)法第二十八条第一項の規定による特別地域及び特別保護地区内の行為の許可に係る報告の徴収(一)及び(五)に係るものに限る。)</p> <p>市町</p> <p>廿日市市、安芸太田町、北広島町及び石高原町</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>(12)法第三十五條第二項の規定による立入検査及び調査(1)、(5)、(9)及び(10)に係るものに限る。)</p> <p>(13)法第三十七條第二項の規定による特別地域内の禁止行為の中止の指示</p> <p>(14)省令第十二條第三十四号の規定による特別地域内の一時的な催しの計画の受理</p>	<p>(12)法第二十八條第二項の規定による立入検査及び調査(1)、(5)、(9)及び(10)に係るものに限る。)</p> <p>(13)法第三十條第二項の規定による特別地域内の禁止行為の中止の指示</p> <p>(14)省令第十二條第三十四号の規定による特別地域内の一時的な催しの計画の受理</p>	